

令和5年大船渡市教育委員会第8回定例会会議録

1 日 時

令和5年8月22日（火） 午後2時から午後3時まで

2 場 所

大船渡市役所 教育委員会会議室

3 出席委員の氏名

教 育 長	小 松 伸 也
教育長職務代理者	柏 崎 正 明
委 員	村 谷 志 保
委 員	鈴 木 晴 紀
委 員	清 水 恵 子

4 説明等のため出席した職員

教 育 次 長	伊 藤 真 紀 子
学 校 教 育 課 長	佐 藤 和 生
生 涯 学 習 課 長	山 岸 健 悦 郎

5 議 事

議案第1号 令和5年大船渡市議会第3回定例会に提案する、教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて

6 報告事項

(教育次長)

- ① 学校統合協議の進捗状況について
- ② 令和5年度大船渡市立博物館教育普及事業「個人所蔵くん蒸サービス」の実施について

(学校教育課長)

- ① 夏休み中の児童・生徒の様子について
- ② 令和5年度銀河連邦こども交流事業の実施結果について
- ③ 令和4年度学校給食費収納状況について

(生涯学習課長)

- ① 令和5年度家庭教育学級開催事業（英語スクール）「第2回英語体験教室」の実施について

7 会議の概要

(教育長)

- ・令和5年大船渡市教育委員会第8回定例会の開会を宣言する。
- ・令和5年第7回定例会の会議録について、質問、意見を求めた結果、教育委員の承認を得る。
- ・諸報告事項について、事務局等の説明を求める。

(教育次長)

- ・別添資料等により報告する。

(学校教育課長)

- ・別添資料等により報告する。

(生涯学習課長)

- ・別添資料等により報告する。

(教育長)

- ・追加報告を求める。

(教育長)

- ・他に追加報告がないことを確認後、報告事項についての質問、意見を求める。

(教育長職務代理人)

- ・大船渡、末崎地区の統合は、学校生活を送っている子どもたちを第一に考えて、スムーズに進んでほしい。

(委員)

- ・夏休み期間のプール開放は、保護者に監視員を依頼しているが、プールサイドは日陰がなく、大変である。できる限り対処をお願いしたい。

(学校教育課長)

- ・各学校でテントを置くなど対応をしているが、祖父母が代理で監視員をすることもあつたため、対応について各学校に指示する。

(教育長)

- ・具体的な対応はあるか。

(委員)

- ・自分が監視員をした学校では、監視場所3ヶ所に、テントの設置は1ヶ所であつた。監視場所に日陰はなく、1人1人に傘と水分が支給されたが、それでもかなり大変だつた。

(教育長)

- ・対応は、学校によると思うが、保護者は四隅で監視しているのか。

(学校教育課長)

- ・四隅で監視している。学校によっては、時間差で交代するなど、PTAと相談しながら実施している。今週の校長会議で、対応について確認する。

(教育長)

- ・学校のプールは、PTAから要請を受けて開放している。学校では、熱中症のリスクを考慮しながら対応することが基本であるが、今年は、猛暑で熱中症警戒アラートも出ていたので十分に注意を促したい。

(委員)

- ・学校給食の未納対策は、給食センターで行っているのか。

(学校教育課長)

- ・基本的には給食センターで対応している。

(委員)

- ・学校とPTAで行っている学校もあると聞いているが、大船渡市は給食センターのみで対応できているのか。

(学校教育課長)

- ・PTAは、一切関わっていない。学校給食は公会計になっており、給食センターで対応している。学校にも負担を掛けないようにしているが、期末面談等の機会を利用してきよう声掛けしてもらおう場合もある。

(教育長職務代理人)

- ・熱中症警戒アラートが発表された際、中学校の部活動への対策は、市教委、あるいは県教委で行っているのか。各学校の判断で対応しているのか。

(学校教育課長)

- ・今年は暑い日が続いたため、5月に発出した熱中症事故の防止についての通知を、7月に改めて通知した。また、米沢市の事件後、暑さ指数計の有無について調査を行い、2校が持っていなかったため、購入した。さらに各学校に対し、複数の場所で暑さ指数の計測を行い、国に倣った対応をするよう指示した。

(教育長職務代理人)

- ・部活動は、顧問の対応によって変わってくるのか。

(学校教育課長)

- ・顧問ではなく、学校の判断となる。

(教育長)

- ・暑さ指数は、気温と湿度から算出される。文部科学省から、暑さ指数に沿った対応の一覧表が出されており、それを目安に部活動の実施について各学校で判断している。

(教育長職務代理人)

- ・小学校の場合は、スポーツ少年団が中心になるが、スポーツ少年団の指導者と学校との連携が必要となる。

(学校教育課長)

- ・承知した。

(教育長)

- ・その他、質問、意見がないことを確認後、諸報告を終了する。

(教育長)

- ・開議を宣言する。
- ・日程第1、会期の決定について、会期を1日とする。
- ・日程第2、議案第1号は、資料が部外秘なので、秘密会にしたいと思うが、よろしいか。

(教育委員)

- ・異議なし。

(教育長)

- ・ それでは、会議規則第 13 条第 1 項の規定により、秘密会とする。
一般傍聴人は退席を願う。

～議案第 1 号 令和 5 年大船渡市議会第 3 回定例会に提案する、教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについては、秘密会のため会議録省略～

(教育次長が説明し、教育長が採決を諮る。全員異議がなく、議案第 1 号は原案どおり可決される。)

(教育長)

- ・ 秘密会を解き、会議を続行する。
- ・ その他、質問・意見等がないことを確認後、議案審議を終了する。
- ・ 令和 5 年大船渡市教育委員会第 8 回定例会の閉会を宣言する。

会議録作成者 教育長 小松伸也

会議録署名者 教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員